

## 平成21年度横浜市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度横浜市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                |                            |             |                |
|----------------|----------------------------|-------------|----------------|
| (1) 水再生センター    | 11か所                       |             |                |
|                | 年間総処理量                     | 585,455,000 | m <sup>3</sup> |
|                | 1日平均処理量                    | 1,604,000   | m <sup>3</sup> |
| (2) ポンプ場       | 71か所                       |             |                |
|                | 年間総揚水量                     | 299,357,000 | m <sup>3</sup> |
|                | 1日平均揚水量                    | 820,000     | m <sup>3</sup> |
| (3) 水洗便所改造助成件数 | 78件                        |             |                |
| (4) 主な建設改良事業   | 管きよ、ポンプ場及び水再生センター等<br>整備事業 | 39,784,922  | 千円             |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 下水道事業	収益	121,914,461 千円
第1項 営業	収益	63,043,238 千円
第2項 営業外	収益	58,871,223 千円
支 出		
第1款 下水道	管理費	116,188,828 千円
第1項 営業	費用	84,622,166 千円

第2項 営業外費用	31,557,662千円
第3項 予備費	9,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額65,143,825千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 下水道事業資本的収入	79,656,541千円
第1項 資本的収入	79,656,541千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	144,800,366千円
第1項 建設改良費	43,443,612千円
第2項 企業債償還金	101,336,741千円
第3項 投資	20,013千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道整備工事	平成22年度から 平成23年度まで	18,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 下水道整備事業費及び元金支払にあてるため。
- (2) 限 度 額 39,267,000千円

下水道整備事業費充当企業債 20,367,000 千円

資本費平準化債 18,900,000 千円

- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。  
イ 起債の時期は平成21事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。

(4) 利率 年5.0%以内。

- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。  
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、58,722,068 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000,000 千円と定める。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中 田 宏